

## 資料提供

令和6年11月29日（金）  
保健医療部生活衛生課食の安全対策室  
（担当者 室長補佐 澁澤 弥生）  
（連絡先 029-301-3424（内線）3421、3424）  
農林水産部農業技術課  
（担当者 主査 皆川 博）  
（連絡先 029-301-3894（内線）3893、3894）

「しゅんぎく」から基準値を超える農薬（エトフェンプロックス、フェニトロチオン）の検出について

令和6年11月27日（水）、一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターから「11月18日（月）に、潮来保健所が県内産農産物の残留農薬試験検査の目的で収去した、銚田市産の「しゅんぎく」から、食品衛生法の残留基準値を超える農薬（エトフェンプロックス、フェニトロチオン）を検出した。」旨の連絡がありました。

このため、潮来保健所は本日、出荷者に対し食品衛生法に基づく回収を命じました。

なお、保健医療部と農林水産部で当該出荷者や当該生産者に対して、安全な農産物の流通や農薬の適正使用の徹底について指導し、再発防止を図っております。

また、通常の食生活において当該「しゅんぎく」を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

### 1 違反事実等

#### (1) 収去日

令和6年11月18日（月）

#### (2) 検査機関

一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター

#### (3) 違反品：しゅんぎく

#### (4) 検査結果

- ・エトフェンプロックス（殺虫剤）：0.58ppm（基準値0.01ppm）
- ・フェニトロチオン（殺虫剤）：0.43ppm（基準値0.01ppm）

#### (5) 生産者及び出荷者

生産者：飯島 幸広（銚田市梶山2265-2）

出荷者：銚田青果株式会社（銚田市串挽1054-1）

### 2 出荷先及び出荷数

出荷年月日：令和6年11月16日（土）、18日（月）

出荷数：48袋（150g/袋） ※出荷数のうち、7袋は保健所の検査で使用。

出荷先：東京都、愛知県の卸売市場

### 3 県の対応等

- ・潮来保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

## 県民の皆様へ

エトフェンプロックスのADI（1日許容摂取量）は、体重1kg当たり0.031mgであり、体重60kgの人に換算すると、1.86mg/日となります。この量は今回違反のあった「しゅんぎく」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約3.2kgを食べ続ける場合に相当します。

また、フェニトロチオンのADI（1日許容摂取量は、体重1kg当たり0.0049mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.294mg/日となります。この量は今回違反のあった「しゅんぎく」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約0.68kgを食べ続ける場合に相当します。

今回の違反品である「しゅんぎく」は一束150gとのことから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

## 【 参 考 】

### エトフェンプロックスの概要

1. 名 称：エトフェンプロックス、etofenprox
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.031mg/kg 体重/日

### フェニトロチオンの概要

1. 名 称：フェニトロチオン、fenitrothion
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.0049mg/kg 体重/日

（ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）

## 【当該品の画像】

